船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和８年１月１０日　０６時４５分頃
発生場所	香川県直島町井島北東方沖 大蛭島灯台から真方位０５１°　１．３海里（Ｍ）付近 （概位　北緯３４°　３１．６′　東経１３４°　０２．２′）
事故の概要	漁船第七忠丸は、西南西進中、また、プレジャーボート神龍は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和８年２月５日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　漁船　第七忠丸、４．９トン ＯＹ３－２４２３９（漁船登録番号）、個人所有 第２７１－３７８１２号（船舶検査済票の番号） Ｂ　プレジャーボート　神龍、３．１トン ＯＹ３－２４７４２（漁船登録番号）、個人所有 第２７１－３６５５２号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、一級小型・特殊・特定 Ｂ　船長Ｂ、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	Ａ　なし Ｂ　不詳
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風速　約２m/s、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　下げ潮の中央期、 常用薄明時刻：０６時４５分頃 日出時刻：０７時１４分頃
事故の経過	Ａ船は、船長Ａほか１人が乗り組み、底びき網漁の目的で、岡山県瀬戸内市牛窓港の係留地を出航し、同県玉野市出埼周辺及び同県と香川県の間にある団子瀬周辺で操業を行った後、動力船であることを示す法定灯火を表示し、再び出埼周辺の漁場に向かった。 船長Ａは、移動が短時間であり、目視で周囲を見ながらＡ船の位置を確かめやすい操舵室右横付近の甲板上に立ち、リモコンを用いて操船に当たり、約７ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）でＡ船を西南西進させた。 船長Ａは、右舷後方２００～３００m付近にＡ船の進路と交差する態勢のＢ船を認めたが、Ａ船の速力の方が速かったので、Ｂ船が進路を変更してＡ船の船尾方を通過していくと思った。 約２、３分後、船長Ａは、Ａ船の針路及び速力を保持して操船中、

	前路に漁船１隻（以下「前路の漁船」という。）がいたので、Ｂ船から目を離し、前路の漁船に意識を向けていたところ、右舷方至近に迫るＢ船に気付いて、全速力後進としたものの、Ａ船の右舷船首部とＢ船の左舷船首部とが衝突した。 （図１　参照） 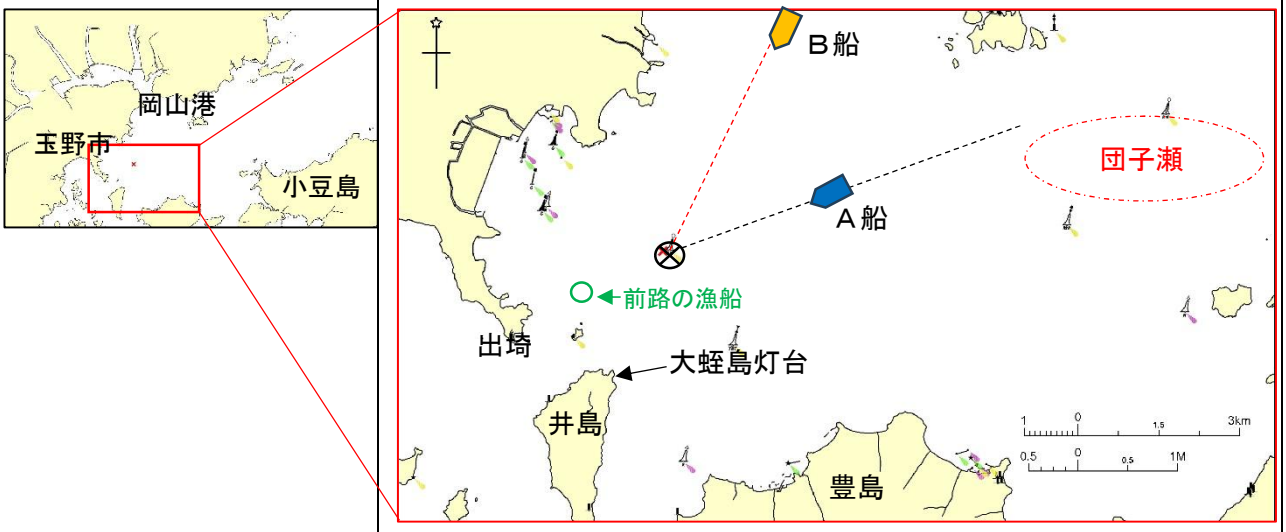 図１　事故発生経過概略図 船長Ａは、Ｂ船の乗船者に負傷者がいないこと及び両船が航行可能であることを確認した後、１１８番通報を行った。 Ａ船は、自力で航行して係留地に戻った。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、同乗者４人を乗せ、釣りの目的で、岡山県岡山市岡山港の係留地を出航し、香川県土庄町豊島西方沖の釣り場に向かって南西進していたところ、船長Ｂが西南西進中のＡ船に気付かないまま、Ａ船と衝突した。 Ｂ船は、自力で航行して係留地に戻った。 Ａ船及びＢ船の乗船者は、いずれも救命胴衣を着用していた。
分析	(1)　Ａ船 ①　船長Ａは、目視で周囲を見ながらＡ船の位置が確かめやすいことから、操舵室右横付近の甲板上に立ってリモコンを用いて操船していたものと考えられる。 ②　船長Ａは、衝突の約２、３分前、右舷後方２００～３００ｍ付近にＡ船の進路と交差する態勢のＢ船を認めたが、Ｂ船が進路を変更してＡ船の船尾方を通過していくと臆断したことから、Ｂ船から目を離し、前路の漁船に意識を向けていたものと考えられる。 ③　①及び②から、Ａ船は、船長ＡがＢ船に対する継続した見張りを行っていなかったことから、Ｂ船を避航することができなかったものと考えられる。 (2)　Ｂ船

	船長Ｂは、左舷方を西南西進中のＡ船に気付かないまま、Ｂ船とＡ船とが衝突したことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられるが、船長Ｂから必要な情報が得られなかったため、船長Ｂの周囲に対する見張り状況を明らかにすることができなかった。 (3)　(1)及び(2)から、西南西進中のＡ船と南西進中のＢ船とが衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、Ａ船が西南西進中、Ｂ船が南西進中、船長Ａが右舷後方のＢ船に対する継続した見張りを行っておらず、また、船長Ｂが左舷方のＡ船に気付かないまま、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、操船中、自船と進路が交差する態勢の他船がいる場合は、その船舶から目を離すことなく、周囲の見張りを適切に行うこと。